

意見書 (医師記入)

社会福祉法人 氷室保育園 施設長 殿

児童氏名

年 月 日生

該当疾患に☑をお願いします	登園のめやす
麻疹 (はしか) ※	解熱後 3 日経過
インフルエンザ ※	発症した後(発熱の翌日を 1 日目として)5 日経過し、かつ解熱した後 3 日(乳幼児)を経過
新型コロナウイルス感染症 ※	発症した後(発熱の翌日を 1 日目として)5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過
風しん	発しん消失
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹の痂皮(かさぶた)化
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日経過し、かつ全身状態が良好
結核	医師により感染の恐れがないと認められている
咽頭結膜熱 (プール熱) ※	主要症状消退後 2 日経過
流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められている
百日咳	特有の咳が消失 または 5 日間の適正な抗菌性物質製薬療法が終了
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染の恐れがないと認められている
急性出血性結膜炎	
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。